

賃料減額等請求事件について

事案の概要

本件は、地方住宅供給公社である被上告人（第1審被告）が、その賃貸する住宅（公社住宅）の家賃を値上げする本件各家賃改定をしてきたところ、入居者である上告人ら8名（第1審原告ら）が、被上告人に対し、①本件各家賃改定は、適正賃料を超えた部分が無効であったとして、過払であった家賃の返還等を求め、②そうでないとしても、上告人らは、その後に、借地借家法32条1項に基づき賃料減額請求権を行使したとして、これにより減額された家賃との差額の返還等を求める事案である。

〔参考〕借地借家法32条1項

建物の借賃が、土地若しくは建物に対する租税その他の負担の増減により、土地若しくは建物の価格の上昇若しくは低下その他の経済事情の変動により、又は近傍同種の建物の借賃に比較して不相当となったときは、契約の条件にかかわらず、当事者は、将来に向かって建物の借賃の額の増減を請求することができる。〔ただし書略〕

原判決及び争点

- ◇ 原判決は、地方住宅供給公社は、地方住宅供給公社法施行規則16条2項に基づき、公社住宅の家賃を変更することができ、これは借地借家法32条1項に対する特別の定めに当たるから、公社住宅の賃貸借関係について、同項の適用は排除される旨判断した上、①本件各家賃改定は、上記施行規則16条2項に基づいた有効なものである一方、②上告人らは、借地借家法32条1項の賃料減額請求権を行使することはできないなどとして、上告人らの各請求を棄却した。
- ◇ 本件は、原判決の上記判断の当否が問題となる事案である。

〔参考〕地方住宅供給公社規則16条2項

地方公社は、賃貸住宅の家賃を変更しようとする場合においては、近傍同種の住宅の家賃、変更前の家賃、経済事情の変動等を総合的に勘案して定めるものとする。この場合において、変更後の家賃は、近傍同種の住宅の家賃を上回らないように定めるものとする。

組織的犯罪処罰法違反被告事件について

事案の概要及び主な争点

- ◇ 暗号資産であるNEMについて、氏名不詳者は、不正に入手したA社のNEMの秘密鍵を用いて、A社の管理するNEMアドレスから氏名不詳者らの管理するNEMアドレスに移転させる旨のトランザクション情報をNEMのネットワークに送信し（本件行為）、同アドレスに移転させた。
被告人は、氏名不詳者が本件行為によって移転させたNEMの一部を、氏名不詳者が開設したウェブサイトに受信用NEMアドレスを入力するなどして同アドレスに移転させたところ、検察官は、被告人が犯罪収益等を收受したとして、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」（組織的犯罪処罰法）違反（犯罪収益等收受罪）により起訴した。
- ◇ 主な争点は、本件行為が、犯罪収益等收受罪の前提である電子計算機使用詐欺罪（刑法246条の2）にいう「虚偽の情報」を与えたものといえるかである。

1 審判決及び原判決等

- ◇ 1審判決（東京地裁）は、本件行為が、電子計算機使用詐欺罪にいう「虚偽の情報」を与えたものといえ、氏名不詳者が、A社の管理するNEMアドレスから氏名不詳者らの管理するNEMアドレスにNEMを移転させた行為は電子計算機使用詐欺罪に該当し、その一部を收受した被告人について犯罪収益等收受罪が成立するとして、被告人を、懲役2年、5年間執行猶予、金1960万3566円追徴、訴訟費用負担に処し、原判決（東京高裁）は、これを是認して、控訴を棄却した。これに対し、被告人が上告した。

〔参考〕電子計算機使用詐欺罪（刑法246条の2）

前条に規定するもののほか、人の事務処理に使用する電子計算機に虚偽の情報若しくは不正な指令を与えて財産権の得喪若しくは変更に係る不実の電磁的記録を作り、又は財産権の得喪若しくは変更に係る虚偽の電磁的記録を人の事務処理の用に供して、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者は、十年以下の懲役に処する。

こっかばいしょせいきゅうじけん
国家賠償請求事件について

じけん ないよう
事件の内容

原告らは、自己自身または配偶者が旧優生保護法（※）の規定に基づいて不妊手術を受けたと主張している。そして、原告らは、被告（国）に対し、この規定は憲法に違反しており、国會議員がこの規定を立法したことや、厚生大臣がこのような不妊手術を止めなかつたことは違法であるなどとして、国家賠償法に基づく損害賠償などを求めている。5件の事件が最高裁の大法廷で審理されている。

（※）昭和23年9月11日から平成8年9月25日までの間に施行されていた優生保護法であり、特定の障害のある者などを対象者とする不妊手術についての規定を設けていた。

こうさい はんけつ さいこうさい そうてん
高裁の判決と最高裁での争点

◇ 高裁の判決は、5件とも、原告またはその配偶者が受けた不妊手術の根拠とされた旧優生保護法の規定は憲法に違反しており、違法な行為があつたと判断して、原告らの被告に対する損害賠償請求権の発生を認めた。

その上で、5件のうち4件では、民法724条後段（※）の期間（20年）は経過しているものの、損害賠償請求権が消滅したとはいえない例外的な事情があると判断されて、原告らの請求の全部または一部が認められたが、1件では、期間の経過により損害賠償請求権が消滅したと判断されて、原告らの請求が認められなかつた。

◇ 最高裁での争点は、原告らの損害賠償請求権が期間の経過により消滅したかどうかである。

（※）民法724条（平成29年の改正前のもの）

不法行為による損害賠償の請求権は、被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から三年間行使しないときは、時効によって消滅する。不法行為の時から二十年を経過したときも、同様とする。

傍聴人の皆様へ

最高裁判所広報課

国家賠償請求事件について

事件の内容

原告らは、自分自身または配偶者が旧優生保護法（

※）の規定に基づいて不妊手術を受けたと主張してい

る。そして、原告らは、被告（国）に対し、この規定は

憲法に違反しており、国会議員がこの規定を立法したこ

とや、厚生大臣がこのような不妊手術を止めなかったこ

とは違法であるなどとして、国家賠償法に基づく損害賠

償などを求めている。5件の事件が最高裁の大法廷で審

理されている。

(※) 昭和 23 年 9 月 11 日から平成 8 年 9 月 25 日までの間に施行されていた優生保護法であり、特定の障害のある者などを対象者とする不妊手術についての規定を設けていた。

高裁の判決と最高裁での争点

◇ 高裁の判決は、5 件とも、原告またはその配偶者が受けた不妊手術の根拠とされた旧優生保護法の規定は憲法に違反しており、違法な行為があったと判断して、原

告らの被告に対する損害賠償請求権の発生を認めた。

その上で、5件のうち4件では、民法724条後段

(※)の期間(20年)は経過しているものの、損害賠

償請求権が消滅したとはいえない例外的な事情があると

判断されて、原告らの請求の全部または一部が認められ

たが、1件では、期間の経過により損害賠償請求権が消

滅したと判断されて、原告らの請求が認められなかっ

た。

◇ 最高裁での争点は、原告らの損害賠償請求権が期間

の経過により消滅したかどうかである。

(※) 民法 724 条 (平成 29 年の改正の前のもの)

不法行為による損害賠償の請求権は、被害者又はその

法定代理人が損害及び加害者を知った時から三年間行使

しないときは、時効によって消滅する。不法行為の時か

ら二十年を経過したときも、同様とする。

認知請求事件について

事案の概要

被上告人（第1審被告）が、性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律（特例法）3条1項に基づく性別の取扱いの変更の審判（性別変更審判）を受け、法令の規定の適用の前提となる性別（法的性別）を男性から女性へと変更した後、上告人（第1審原告）の母は、被上告人の同意の下、凍結保存されていた被上告人の精子を用いた生殖補助医療により懐胎し、上告人を出産した。

本件は、上記のような経過で出生した上告人が、被上告人に対し、認知を求める事案である。

原判決の判断等

◇ 原判決は、民法787条に基づき子との間で法律上の父子関係が形成されるべき「父」とは法的性別が男性である者のみを指すと解されることなどからすると、嫡出でない子は、その出生時に自己の血縁上の父の法的性別が男性であった場合に限り、当該血縁上の父に対して認知を求めることができるとした上で、上告人の出生時、被上告人の法的性別は男性から女性へと変更されていたから、上告人は、被上告人に対し、認知を求めることができないとして上告人の請求を棄却した。

〔参考〕民法787条

子、その直系卑属又はこれらの者の法定代理人は、認知の訴えを提起することができる。
ただし、父又は母の死亡の日から3年を経過したときは、この限りでない。

◇ 嫡出でない子が、自己と血縁上の父子関係を有するものの、当該子の出生時までに性別変更審判を受けて法的性別を男性から女性へと変更した者に対し、認知を求めることができるか否かが問題となっている。